

土壌・地下水汚染に係る自主調査結果の報告 がありました。

本日、出光興産株式会社から、県民の生活環境の保全等に関する条例第40条の規定に基づき、土壌・地下水汚染の拡散防止のための応急措置に関して届出がありました。概要は次のとおりです。

1 土壌・地下水汚染が判明した土地の所在地及び事業所名称

岡崎市橋目町字城畑10番地 1

出光興産株式会社エナジーボックス橋目トライアングルSS

2 土壌・地下水汚染の調査結果

(1)土壌

ベンゼンに関して、県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年愛知県規則第87号。以下「県条例施行規則」という。）第37条で定める土壌汚染等対策基準（土壌溶出量基準）を超過しました。

特定有害物質名	最大検出濃度	土壌溶出量基準
ベンゼン	0.024mg/ℓ（2.4倍）※	0.01mg/ℓ以下

※：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率

(2)地下水

ベンゼンに関して、県条例施行規則第37条で定める土壌汚染等対策基準（地下水基準）を超過しました。なお、敷地境界（4地点）における調査では、すべての地点で基準に適合していました。

特定有害物質名	最大検出濃度	地下水基準
ベンゼン	0.089mg/ℓ（8.9倍）※	0.01mg/ℓ以下

※：（ ）内は地下水基準に対する倍率

3 措置の状況

汚染が判明した場所は舗装がされており、汚染土壌の飛散防止、雨水による地下水汚染防止のための措置が実施されています。

今後、事業者は、原位置において化学的処理を行うことで土壌及び地下水の浄化を実施します。

4 市の対応

事業者に対し、土壌・地下水汚染にかかる措置を適切に実施するよう指導していきます。また、敷地境界（4地点）における地下水質調査では、すべての地点で基準に適合していることを確認していますが、周辺への影響を調べるための調査を実施するとともに、周辺の住民から要望等あった場合は、汚染が判明した物質について、地下水質調査を実施します。

5 事業者連絡先

出光興産株式会社 東海北陸支店 販売企画課 電話：052-204-6000

<参考>

土壌汚染等対策基準

土壌又は地下水の特定有害物質による汚染状態が、人の健康又は生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがあるかどうかの判断の基準となるものです。

ベンゼン

○環境中での動き

大気中に排出されたベンゼンは主に化学反応によって分解され、7～10日で半分の濃度になります。水中に入ったベンゼンは、大気中への揮発によって失われます。地表面から土壌に浸入し、帯水層まで達した場合は、水よりも比重が小さいため、地下水面に滞留しやすい性質があります。

○健康影響

ベンゼンは、変異原性の試験で染色体異常が報告されており、総合的に判断して遺伝子に対する障害性があると考えられています。また、疫学研究において、ベンゼンが人に白血病を引き起こすことに関して十分な証拠があると考えられています。人がベンゼンを取り込んだ際の発がん性リスクから、「生涯にわたってその値のベンゼンを取り込んだ場合に、取り込まなかった場合と比べて10万人に1人の割合でがんを発症する人が増える水準」として、水質環境基準等が設定されています。発がん性について、国際がん研究機関（IARC）ではベンゼンをグループ1（人に対して発がん性がある）に分類しています。この他、高濃度のベンゼンを長期間体内に取り込むと、造血器に障害を引き起こすことが報告されています。